

副理事・機構長の掌理する業務の実施等に関する要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2 副理事・機構長は、当該機構における業務及びこれに関連する業務で当該副理事の担当に属するもののうち、特に重要な事項に係る方針等については、あらかじめ役員会又はその構成員が全て加わった会議において当該事案の内容について説明し、その了承を得るものとする。</p> <p>2 前項の会議における了承を得るまでの手続等を円滑に行うため、機構ごとに連絡調整に当たる理事を定める。</p> <p>3 副理事・機構長は、第1項の手続に関し、前項の理事と連絡調整し、その円滑な進行等に努めるものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 この要項の実施に伴い、当該事案を担当する理事が置かれない場合における学内規程中の担当理事の取扱いについては、<u>当分の間、総長が指名する副理事・機構長と読み替えるものとする。ただし、委員会委員の規定に係る担当理事の取扱いについては、第2第2項の規定による理事と読み替えるものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>第3</p> <p>第4 この要項の実施に伴い、当該事案を担当する理事が置かれない場合における<u>各種委員会等</u>に係る学内規程中の担当理事の取扱いについては、第2第2項の規定による理事と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この要項は、平成23年4月1日から実施する。</p>